

食安輸発1025第1号  
平成25年10月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ペルー産バナナのフィプロニル)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号（最終改正：平成25年10月24日付け食安輸発1024第1号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、ペルー産生鮮バナナにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2（製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成25年10月25日	ペルー	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (フィプロニル)	INKABANANA S. A. C.